

災害時要援護者支援指針

平成17年12月

山形県

【 目 次 】

はじめに

第1編 基本的な考え方及び災害時要援護者の現状

第1章 基本的な考え方	1
第1節 指針の目的	1
第2節 指針の位置付け	1
第3節 自助・共助・公助	1
第2章 災害時要援護者とは	1
第1節 本指針における災害時要援護者	1
第2節 障害の特性に応じ配慮すべき事項	2
第3節 本指針における災害時要援護者関連施設	4
第3章 本県における災害時要援護者の現状	6
第4章 災害発生時における課題	6

第2編 災害に備えて

第1章 平時における在宅の災害時要援護者支援計画	8
第1節 災害時要援護者の避難支援体制の確立	8
第2節 災害時要援護者に配慮した避難地等の確保	11
第3節 ボランティア受け入れ体制の整備	12
第4節 積雪期における災害時要援護者対策	13
第5節 社会福祉施設など関係機関との連携体制の整備	13
第6節 防災訓練の実施	13
第7節 防災知識の普及啓発	13
第2章 平時における施設の災害時要援護者支援計画	14
第1節 防災体制の整備	14
第2節 施設相互間の応援協力体制の確立	15
第3節 地域住民等との協力体制の確立	15
第4節 地域情報の把握	15
第5節 防災教育、防災訓練の実施	15
第6節 施設、設備等の安全性強化	16
第7節 食料品等の備蓄	16

第3編 災害発生時の対応

第1章 災害発生時における在宅の災害時要援護者支援計画	17
第1節 居住地～避難地～収容避難所	17
第2節 避難所	17
第3節 相談窓口の設置	20
第4節 ボランティアとの連携・協力	20
第5節 応急仮設住宅の入所等	21
第2章 災害発生時における社会福祉施設等の災害時要援護者支援計画	21
第1節 施設被災時の安全確認・救助・避難	21
第2節 被害状況の報告・連絡	22
第3節 施設継続使用が不能となった場合の措置	22

第4編 災害復興期の支援

第1章 各種保健福祉サービス等の提供	23
第2章 復興期におけるメンタルケアの実施	23
第3章 災害時要援護者に対する生活再建支援	23

(資料)

1 平成16年～17年の主な災害における死者数	24
2 山形県の人口ピラミッド	25
3 各市町村の高齢化率	26
4 高齢化率及び年少人口率の推移と将来推計	27
5 前期高齢者及び後期高齢者人口の推移	27
6 市町村別将来推計人口	28
7 一般世帯の世帯類型別構成	29
8 高齢者の属する世帯の推移	29
9 県内ねたきり高齢者・ひとり暮らし高齢者等の状況	30
10 平成16年度身体障害者手帳交付台帳登載数	31
11 身体障害者手帳交付台帳登載数(各年度末現在)	32
12 知的障害者の施設入所状況	33
13 知的障害者の在宅者の状況	33
14 外国人登録者数(国籍別)	34
15 市町村災害時要援護者避難支援プラン(参考様式)	35
16 市町村における災害時要援護者対策実施状況	39

はじめに

平成14年5月8日、国の地震調査委員会から山形盆地断層帯の長期評価が公表され、山形県の内陸部において阪神・淡路大震災を上回るマグニチュード7.8の地震の発生の可能性が示された。

このことを受けて、同年6月に全庁的に対応するため「山形県地震防災対策推進会議」を設置し、総合的な地震防災対策の検討を開始した。

このなかで、災害時に自力避難等が困難な状況におかれる者（災害時要援護者）の把握や地域社会における相互援助活動体制の確立など災害時要援護者対策が大きな課題とされたところである。災害時要援護者と位置づけられる可能性があるものとしては、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人などが挙げられ、必要となる援護の内容は多種多様となってくることが想定される。身体の障害に着目しても視覚障害者、聴覚障害者、言語障害者、肢体不自由者、内部障害者などとさまざまであり、その対応が多岐にわたるため、推進会議では災害時要援護者の避難支援に関する対応指針を示すことが必要であるとされたところである。

また、平成16年度に頻発した水害及び平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震において、高齢者等災害時要援護者が犠牲となるケースが多々見られ、多くの新たな課題が浮き彫りとなった。これらの課題を踏まえ、国においては平成17年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を取りまとめており、地方自治体における災害時要援護者対策を速やかに推進するよう求めている。

災害の発生は予測が困難であり、また、その態様・規模などもさまざまである。また、地域によって自然環境、社会・経済環境、住民活動の状況などが異なり、地域特性に応じた災害時要援護者支援対策が必要となってくるが、この指針では特に配慮すべき基本的な事項を記述することとした。

実際に災害が発生した場合には市町村、災害時要援護者関連施設など関係者・関係機関が連携して災害時要援護者に対する支援を実施する必要があり、平時から保健・医療・福祉関係機関及び防災関係機関などとの連携のもとに、それぞれの地域（施設）の実情に応じた具体的な災害時要援護者を支援するための計画を整備しておくことが重要である。

この指針が今後の災害時要援護者対策推進の一助になれば幸いである。

基本的な考え方及び災害時要援護者の現状

第1章 基本的な考え方

第1節 指針の目的

本指針は、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するために、災害時要援護者に対する支援のあり方について県の基本的な考え方をとりまとめたものであり、この指針に基づき、市町村、災害時要援護者関連施設など関係者・関係機関における災害時要援護者支援対策の推進を図ることを目的としている。

第2節 指針の位置付け

本指針においては、平時、災害発生時及び復興期において市町村、災害時要援護者関連施設など関係者・関係機関が取り組むべき事項、留意すべき事項を示した。特に、市町村に対しては「災害時要援護者避難支援プラン」の作成を求めており、平成16年度の災害を踏まえ、避難支援に重点をおいた内容となっている。

第3節 自助・共助・公助

災害発生時に最も重要なのは、自らの身を自ら守る「自助」であるが、災害時要援護者については、その身体的特性等から「自助」が困難なケースが多くなることが想定される。この指針の取りまとめにあたっては、「自助」が困難なケースを「共助」「公助」でいかにカバーするか、また、そのための体制を平時からいかに構築していくかという点を考慮している。

第2章 災害時要援護者とは

第1節 本指針における災害時要援護者

災害が発生した場合には、人的被害を最小限に抑えるために、各人は必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとることが必要であるが、こうした一連の行動に関して次に掲げるようなハンディキャップを負う人々が災害時要援護者と考えられる。

自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知することができない、もしくは困難な人

自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知して救助者に伝えることが出来ないもしくは困難な人

危険を知らせる情報を受け取ることができない、もしくは困難な人

危険を知らせる情報が送られてもそれに対応して行動することができない、もしくは困難な人

この考え方に基づき、具体的には高齢者[ひとり暮らし高齢者等(独居世帯、高齢者のみの世帯、日中ひとり暮らしの世帯)、ねたきり高齢者、認知症高齢者]、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内部障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人(日本語に不慣れな外国人)などがこの指針の対象者となる。

第2節 障害の特性に応じ配慮すべき事項

1 高齢者

高齢者のひとり暮らしの場合、近所付き合いが少なくなる傾向が見られ、緊急情報の伝達が遅れる可能性が高い。また高齢者はさまざまな疾患を抱えていることが多いため、その対応を考える必要がある。特に寝たきりの高齢者を有する世帯は、近隣の住民と日常的に交流を図り、地域内において、相互援助活動の機運の醸成を図る必要がある。

2 視覚障害者

災害発生時に視覚障害者は周囲の状況を把握しにくく、家屋内に器物やガラスの破片が散乱すると身動きができなくなり、精神的に不安になることもあるため、音声や点字による情報提供や状況説明を行う必要がある。

また、災害発生時は道路の陥没や障害物など普段と状況が異なるため、避難する場合は避難支援者が必要となることが想定される。

3 聴覚・言語障害者

緊急時の連絡はサイレンや広報車など音声による伝達が多く、聴覚障害者に情報が到達しない可能性が高いため、電子メール、メモ、FAXなどにより確実に情報を伝達することが必要である。

言語障害者は、言語により自分の意思を他人に伝えることが困難であるため、手話、筆談等により意思を確認する必要がある。

4 肢体不自由者

車椅子等の使用者は避難行動に通常より多くの時間を要することを考慮する必要がある。自力で避難することが困難な肢体不自由者については、避難協力体制を整備しておく必要がある。

また、スムーズな避難行動ができるように、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進していく必要がある。

5 内部障害者

内部障害者には心臓機能障害者（ペースメーカー装着者等）、腎臓機能障害者（人工透析通院者）、呼吸器障害者（人工呼吸器装着者等）、ぼうこう・直腸機能障害者（人工肛門装着者等）などが挙げられるが、災害時に医療行為を受けられなくなると生命に関わる場合があるため、医療機関と連携した対応が必要である。

内部障害者は、外見からは障害の有無を判別できないことが多く、また、身体の状態によっては、水分、たんぱく質、塩分、油分等の食事制限を行う必要があるため、留意する必要がある。

また、震災時のショックや急激な環境変化による心身の疲労・ストレスにより、感染症を引き起こしたり、合併症を悪化させたりすることも想定されるので注意が必要である。

6 知的障害者

知的障害者は、出生前や発達期になんらかの原因で脳に障害が生じた結果、知能や適応に発達の遅れがあり、物事の理解力が弱く、状況の判断が不得手である。

また、災害発生時にてんかん発作やパニック症状を起こすことも想定されるため、安心するよう言葉をかけながら避難所等へ誘導する必要がある。

7 精神障害者

精神障害がある人の中には、災害時の環境の変化に適応できず、感情が高ぶりイライラして落ち着かなかったり、状況に応じた行動が出来ない人がいることに注意する必要がある。また、避難所における心理的な孤立や、慣れない避難所生活による精神状態の悪化にも注意が必要である。さらに服薬の継続が必要な場合が多いので、医療機関による支援も必要になる。

8 発達障害者

発達障害者には協調運動の障害、情緒の障害などがみられるため、長期間の避難所生活に適応できない可能性がある。

9 傷病者

災害時の負傷等により、歩行機能等に障害が生じている場合は、肢体不自由者と同様の配慮が必要である。

疾病に罹っている場合は、災害時の精神的・肉体的ショックなどで症状が悪化する場合があるため、留意する必要がある。

10 妊産婦

妊産婦は、素早い行動が困難な場合が多いため、避難誘導等の援助が必要である。また災害による肉体的・精神的ショックなどにより母体に異常をきたすことがあるため、留意する必要がある。

11 乳幼児・児童

乳幼児は、運動機能等が未発達であり、災害時の対応も未熟であるため、避難を行う際には保護者等による適切な誘導が必要である。

また、被災により、保護者等が児童等を養育することが困難又は不可能な場合、乳児院、児童養護施設などへの緊急一時保護、緊急入所などの対応が必要である。

12 外国人

外国人は、日本語を理解できない場合が多いので、緊急の情報が伝わりにくく、災害時の対応が遅れる可能性が高い。また、旅行者として来日した外国人は、日本の災害の特徴や地理などを十分理解していないことが想定される。したがって多言語による情報提供や身振り・手振りや絵図などを用いた情報伝達を行う必要がある。

第3節 本指針における災害時要援護者関連施設（以下「施設」という。）

1 社会福祉施設等

（1）保護施設

救護施設、宿所提供施設

(2) 老人福祉施設

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、指定通所介護事業所(老人デイサービスセンター)、老人短期入所施設、老人福祉センター

(3) 身体障害者更生援護施設

肢体不自由者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者小規模授産施設、身体障害者福祉工場、身体障害者福祉センター、点字図書館、身体障害者デイサービス事業所

(4) 児童福祉施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、児童自立支援施設、児童館(児童センター)、児童デイサービス事業所、児童相談所一時保護所

(5) 知的障害者援護施設

知的障害者更生施設(入所、通所)、知的障害者授産施設(入所、通所)、知的障害者小規模授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者デイサービス事業所

(6) 精神障害者社会復帰施設

精神障害者生活訓練施設(援護寮)、精神障害者授産施設(通所)、精神障害者福祉ホーム(B型)、精神障害者地域生活センター

(7) 介護老人保健施設

(8) その他

生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)、老人休養ホーム、有料老人ホーム、身体障害者保養所、福祉休養ホーム、在宅心身障害児保護訓練センター、指定認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)、知的障害者地域生活援助事業所(グループホーム)、精神障害者地域生活援助事業所(グループホーム)、心身障害者小規模作業所、精神障害者小規模作業所

2 病院

3 特殊教育諸学校

4 小学校

5 幼稚園

6 その他

放課後児童健全育成事業の用に供する施設(放課後児童クラブ)、へき地保育所、認可外保育施設

第3章 本県における災害時要援護者の現状

本県の平成17年4月現在における高齢者数は307,123人で、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は25.2%と非常に高くなっている。今後、総人口は減少傾向となることが予測されているが、高齢者数は増加し続け、平成27年には高齢者数が333,503人、高齢化率が28.6パーセントに達する見込みである。

世帯の構成等についてしてみると、三世帯同居率が28.1%（平成12年国勢調査）で全国1位、共働き率も60.4%（平成12年国勢調査）で全国1位となっている。このことから、高齢者等の災害時要援護者が家族に支えられる環境が比較的整っているということが出来るものの、共働き率が高いため、日中1人暮らしの災害時要援護者の割合が高いことが予想される。また、核家族化の進展により、高齢者のみの世帯及び高齢者の一人暮らし世帯が増加してきている。

身体障害者手帳交付台帳登載数は、平成16年度末現在で51,424人となっており、5年前と比較すると9.2%増加している。最近の傾向を人口千人あたりの身体障害者数でみると、平成11年度末は37.8人であったのが平成16年度末には42.2人に増加しており、ここ5年間で千人あたり4.4人増加している。

障害別の状況をみると、身体障害者全体に対する肢体不自由者の割合が56.1%と過半数を占めており、また、内部障害者は増加率が高く、5年前と比較すると28.4%増加している。

等級別にみると、重度障害（1、2級）の全体に占める割合は16年度末44.3%であり、重度障害を持つ方が多い状況にある。

知的障害者数は平成16年度末5,804人で、うち施設入所者が1,946人、在宅者が3,858人となっている。

精神障害者数は平成16年度末で約17,000人となっている。入院患者数は横這いの状況で推移しており、入院患者についてみると、近年は症状性を含む器質性精神障害、気分（感情）障害などが増え、多様化の傾向にある。

外国人登録者数は平成16年12月現在で7,384人となっており、増加傾向にある。特にアジア国籍の外国人が多く、中国、韓国・朝鮮国籍が全体の68パーセントを占める。

第4章 災害発生時における課題

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成16年7月に発生した梅雨前線豪雨、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震等における被災状況から、災害時要援護者に対する支援については下記の課題を挙げることができる。

災害時要援護者情報の共有・活用が進んでいないこと

災害時要援護者の避難支援者()が定められていないなど、避難行動を支援する体制が整備されていないこと

災害時要援護者や避難支援者に対する避難勧告等の伝達体制が十分に整備されていないこと

災害発生直後の安否確認や救出活動が迅速に行われなかったこと

避難所などが障害者等に配慮した構造になっていなかったこと

視覚障害者や聴覚・言語障害者、外国人などは情報の入手が困難であったこと

災害時要援護者の避難生活に対する支援が十分でなかったこと

過去の災害における犠牲者の多くは災害時要援護者であり、これらの課題や山形盆地断層帯の地震、宮城県沖の地震の発生予測等を踏まえ、災害時要援護者の避難行動及び避難生活を支援し、災害時要援護者の被災を最小限に食い止めることが極めて重要である。

避難支援者とは

災害発生時に災害時要援護者の避難を支援し、災害時要援護者を避難地等まで誘導する役割を担う。あらかじめ、個々の災害時要援護者に対応する避難支援者を明確化しておくことが重要である。

災 害 に 備 え て

第1章 平時における在宅の災害時要援護者支援計画

第1節 災害時要援護者の避難支援体制の確立

阪神・淡路大震災の事例で家屋の下敷きになった人などの9割以上が地域住民等の手で救出されたことからわかるように、災害発生後、消防及び警察等による支援体制が整うまでには一定の時間を要するため、災害発生直後における災害時要援護者に対する支援については地域社会による対応が極めて重要である。

このため、市町村は、災害時要援護者の迅速かつ的確な避難行動の実施に資するため「災害時要援護者避難支援プラン」を作成するものとする。

また、このプランを実効性のあるものとするために、自主防災組織などの地域防災組織の組織率を向上させるとともに組織活動の活性化を図っていくことが必要である。

1 災害時要援護者情報の把握・共有

災害発生時において災害時要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、災害時要援護者情報の把握・共有が重要であり、平時から災害時要援護者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

(1) 情報の把握

市町村は、次に掲げる通常業務等を通じて災害時要援護者情報の把握に努めるものとする。

高齢者や障害者などへの保健医療福祉サービスの提供や相談

民生委員・児童委員をはじめとする各種相談員などからの情報収集

福祉団体、国際交流団体など関係団体からの情報収集

また、情報把握の手法としては同意方式、手上げ方式、これらの組み合わせ方式など様々な手法が考えられるが、市町村は、地域の実情に応じ適切な手法を選択するよう努めるものとする。

同意方式、手上げ方式の詳細については、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」参照。

(2) 情報の共有

市町村は、防災担当部局と福祉担当部局等がそれぞれ把握している災害時要援護者に関する情報の共有に努めるとともに、福祉団体、地域団体等と幅広く連携をと

り、情報の共有化に努めるものとする。ただし、個人情報に該当する部分については、市町村の個人情報保護制度に則って慎重に取り扱うものとする。

2 災害時要援護者避難支援プランの作成

市町村は、災害時要援護者に関する情報を基に、災害時要援護者避難支援プラン(以下「避難支援プラン」という。)を作成する。

(1) 避難支援プランの構成

避難支援プランは、市町村の災害時要援護者支援に関する全体的な考え方と災害時要援護者一人ひとりに対する個別計画で構成するものとする。

全体的な考え方には、避難支援対象者特定の考え方、支援に関する自助・共助・公助の役割分担の内容、支援体制等について、地域の実情に応じ記述する。

(2) 対象者の特定

市町村は、個別計画を作成する対象者の範囲についての考え方を明確にし、避難支援プランを実効性のあるものとするよう努めるものとする。対象者の範囲は介護保険の要介護度、障害の程度、家族構成等を考慮するとともに、地域の実情に応じ定めるものとする。

(3) 避難支援に必要な情報の整理

個別計画の策定・整理

市町村は、避難支援プランにおいて、支援の対象となる災害時要援護者本人とともに個別計画を策定するものとする。個別計画は、本人、避難支援者、本人が同意した者に配布する。

個別計画の更新

市町村は、個別計画に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに個別計画を更新するものとする。

個別計画の管理

個別計画の内容は、詳細な個人情報を含むものであることから、本人が同意した者以外の者が閲覧することのないよう留意しなければならない。

避難支援者の明確化

市町村は、町内会組織、自主防災組織、消防団、福祉関係者等と連携し、個々の災害時要援護者に対応する避難支援者を明確化するものとする。

3 情報伝達体制の整備

災害時要援護者は、情報の受信・理解・判断・行動などの各段階でハンディを负って

いるため、迅速かつ正確な情報伝達が極めて重要である。市町村における災害時要援護者に対する情報伝達体制を整備するとともに、具体的かつ実効性のある情報伝達手法を整備し、災害時要援護者避難支援プランに反映させる必要がある。

(1) 関係部局・機関等との連携強化

市町村は、自主防災組織や消防団等、地域防災団体に対する災害時要援護者に関する情報伝達責任者を明確にするものとする。また、市町村は、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用するなど、災害時要援護者に対する情報伝達網の整備を図るものとする

地域防災団体は、取得した情報を災害時要援護者及び避難支援者に対し確実に伝達する体制を整備するものとする。

(2) 災害時要援護者の特性を踏まえた情報伝達手法の選択、機器の整備

市町村、福祉関係者等は、災害時要援護者の特性を踏まえた情報伝達手法を選択し、必要となる機器の導入等について推進するものとする。

視覚障害者

音声（受信メールを読み上げる携帯電話等）、点字、携帯ラジオ

聴覚障害者

携帯電話メール、文字や絵図、FAX、テレビ放送、インターネット、照明器具
外国人

日本語と外国語による表示・放送、図・イラスト

(参考) 在宅の重度身体障害者に対して日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的に「重度身体障害者日常生活用具給付等事業」が実施されている。

4 災害時要援護者支援班の設置

市町村は、情報の共有、避難支援プランの策定、災害時要援護者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設けるものとする。

災害時要援護者支援班は平時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者との連携を図るものとする。

5 避難勧告等の発令の判断基準の明確化

市町村は、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する判断基準を明確化するものとする。判断基準は、対象とする自然災害ごと、具体的な地域ごとに、それぞ

れどのような状態になれば住民が避難行動を開始する必要があるのか、個別具体的に定めるものとする。

また、市町村は、災害時要援護者の避難行動には比較的長い時間を要することを考慮し、「避難準備情報」を「災害時要援護者避難情報」と位置付け、安全な避難行動が行われるよう配慮するものとする。

6 その他留意事項

市町村及び関係機関は、地域社会行事等への災害時要援護者の積極的な参加を促し、日頃から災害時要援護者と地域住民との交流の場を設けるよう努め、互助意識の醸成を図るものとする。

第2節 災害時要援護者に配慮した避難地等の確保

1 災害時要援護者に適した避難地等の確保

(1) 避難地等の指定

避難地及び収容避難所の指定

災害が発生した場合、住民を迅速に安全な場所に避難させることは大変重要であり、市町村は、必要な数の避難地及び収容避難所（以下「収容避難所」を「避難所」という。）をあらかじめ指定しておく必要がある。

避難所の指定にあたっては、できるだけ強固な施設を選定し、避難所であることを明示しておくとともに、災害時要援護者の利用に配慮し、バリアフリー化された施設を選定することが望ましい。

福祉避難所の指定

一般の避難所は、階段や段差が多いこと、障害者用トイレがないことなど、必ずしも障害者等に配慮した構造になっていない場合が多い。また、常時、介助が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。

このため、市町村は、障害者等が安心して生活ができる体制を整備した施設を「福祉避難所」として指定するよう努めるものとする。

福祉避難所として指定する施設は、原則として、耐震・耐火構造を備え、バリアフリー化された老人福祉センター等が対象となる。なお、指定に際しては、受入可能人数や受入条件等を明確にすることが必要である。

なお、特別養護老人ホーム等の入所施設を福祉避難所として指定することについては、緊急入所等の場所を確保しておく必要があることを考慮して慎重に検討するものとする。

(2) 避難地等の周知

市町村は、避難地等を指定した場合には、速やかに住民に周知するものとする。災害時要援護者への周知に際しては、視覚障害者に対しては点字広報や録音テープの利用を行うなど、災害時要援護者の特性に応じた手法を選択することが重要である。

また、福祉避難所を指定した場合は、所在、受入体制等について、地域住民に対し周知するものとする。

市町村は、災害時要援護者に対し避難地等を周知するとともに、災害時要援護者が災害発生時に自力で避難できない場合を想定し、複数の非常時緊急連絡先を併せて周知することが重要である。

(3) 避難所のバリアフリー化等

避難所に指定された施設については、障害者用トイレ、障害者用スロープの整備などにより極力バリアフリー化を図るものとする。また、当該施設には車いす、簡易ベッド、文字放送対応テレビ、携帯ラジオなどを備え付けておくことが望ましい。

2 避難所運営マニュアルの整備

市町村は、避難所を円滑に運営するため、「避難所運営マニュアル」を作成するものとする。

県は、市町村におけるマニュアルの整備を促進するため、避難所運営の指針を作成するものとする。

「避難所運営マニュアル」の作成に際しては、災害時要援護者に配慮したものとなるよう留意しなければならない。

第3節 ボランティア受け入れ体制の整備等

1 ボランティア受け入れ体制の整備

県及び市町村は、災害時におけるボランティアの受け入れが円滑に行われるよう、ボランティア登録制度の普及及びボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

2 専門ボランティアスタッフの確保

避難所生活において災害時要援護者を支援するためには、手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳者等専門ボランティアスタッフを配置する必要があるため、市町村は、専門ボラ

ンティアスタッフ候補者名簿の作成、ネットワークの構築を図るものとする。

市町村単独では人材の確保が難しい場合、県は、通訳ボランティア等の人材情報の共有化や各市町村間で相互派遣ができる体制の整備を図るものとする。

第4節 積雪期における災害時要援護者対策

本県の冬季間の気象は多雪寒冷であり、緊急時における雪や寒さへの対策を十分に考慮する必要がある。

積雪により避難行動に支障をきたす状況も十分に考えられ、災害時を想定した除排雪体制をとる必要がある。特に災害時要援護者にとっては、日常の生活においても自力で除排雪することが困難であるため、市町村は、地域住民、NPO、ボランティアなどの協力を得て、災害時要援護者自宅周辺の除排雪を行う体制を整備するなどの取組を推進することが重要である。

また、冬季間における避難所生活に支障が生じないように、避難所に指定された施設にはあらかじめ毛布や暖房設備などを備えておくことが重要である。

第5節 社会福祉施設など関係機関との連携体制の整備

1 関係団体等との協力体制の構築

災害時要援護者の支援にあたっては、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、高齢者及び障害者等の福祉関係団体、NPO、ボランティア団体、国際交流団体などの関係団体等の協力が必要である。

そのため、日頃から、これらの関係団体等との連携を密にし、災害発生時の協力体制の構築を図るものとする。

第6節 防災訓練の実施

県及び市町村は、防災訓練への災害時要援護者の参加を促進し、防災意識の向上を図るものとする。訓練の内容は、災害時要援護者の身体的特性等を考慮したものにするとともに、自主防災組織、NPO、ボランティア団体などと連携し、より実践的なものにするよう努めるものとする。

第7節 防災知識の普及啓発

災害発生時に災害時要援護者がこうむる被害を最小限に抑えるためには、災害時要援護者及び避難支援者が防災に関する知識をより多く備えておくことが重要である。

1 災害時要援護者及び避難支援者に対する普及・啓発

県及び市町村は、災害についての基礎知識や日頃の備え、災害発生時の行動などを盛り込んだパンフレット等の作成・配布に努めるほか、防災講演会などの開催に際して災害時要援護者及び避難支援者の参加を促進するものとする。

2 地域住民等に対する普及・啓発

災害時要援護者の救出や避難誘導等には地域住民の協力が不可欠であるため、県及び市町村は、災害時要援護者に対する配慮事項を示したパンフレットを作成・配布するなどして、地域住民等へ災害時要援護者支援に関する知識の普及を図るものとする。

3 外国人に対する普及・啓発

県及び市町村は、次の方策により外国人に対する防災知識の普及・啓発を図るものとする。

日本の災害の特徴及び災害発生時の対応等を記載したパンフレットの作成・配布
インターネット等を活用した防災知識の普及

外国人登録申請時に防災パンフレット等を配布し、災害発生時の対応等について説明

第2章 平時における施設の災害時要援護者支援計画

施設の管理者は、この章に掲げる事項等について取りまとめた「施設防災プラン」を作成し、災害に備えるものとする。

県及び市町村は、施設における「施設防災プラン」の作成を推進させるため、啓発活動等を実施するものとする。

第1節 防災体制の整備

1 防災組織の整備

施設の管理者は、施設の職員等により構成する防災組織を設置するものとする。防災組織には、必要に応じて、情報班、消化班、救出・救護班、安全指導班、応急物資班等をおく。

2 職員動員体制の確立

施設の管理者は、災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入(通)所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を検討するものとする。

3 緊急時連絡体制の確立

施設の管理者は、消防署等との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議を設置し、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。

第2節 施設相互間の応援協力体制の確立

県及び市町村は、災害発生時における緊急入所及び施設の被災に伴う転所等に即応する体制を整備するため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

施設の管理者は、他の施設との災害発生時における相互応援協定の締結などにより相互応援協力体制を整えるとともに、日頃から受け入れ可能な余裕スペースの確認に努めるものとする。

第3節 地域住民等との協力体制の確立

施設の管理者は、日頃から地域住民、町内会等の自治組織、自主防災組織等との交流を図るとともに、災害発生時の協力要請事項等について十分に協議し、理解を得るよう努めるものとする。

第4節 地域情報の把握

施設の管理者は、近隣における避難地等の指定状況、避難地等のバリアフリー化の状況、施設周辺の災害危険箇所の状況等について把握し、地図情報として整理するよう努めるものとする。

第5節 防災教育、防災訓練の実施

1 防災教育の実施

施設の管理者は、職員及び入(通)所者に対し、「施設防災プラン」の内容を周知

徹底するとともに、日頃からパンフレットの配布等により防災意識の啓発に努めるものとする。

また、市町村及び県が実施する防災研修会に参加するよう努めるものとする。

2 防災訓練の実施

施設の管理者は、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施するものとする。

また、市町村及び県が実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

第6節 施設、設備等の安全性強化

施設の管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前に建設された施設について耐震診断を実施し、必要に応じ計画的に補修・改修を行うものとする。

また、日頃から備品等の落下・転倒防止措置、危険物の安全点検等を行い、施設、設備等の安全性の強化に努める。

第7節 食料品等の備蓄

施設の管理者は、災害に備えて、2～3日分の食料品、飲料水、慢性疾患用医薬品、障害者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫等の整備に努めるものとする。

災害発生時の対応

第1章 災害発生時における在宅の災害時要援護者支援計画

第1節 自宅～避難地～収容避難所

1 情報の伝達

市町村は、避難準備情報（災害時要援護者避難情報）、避難勧告又は避難指示（以下「避難情報」という。）を発令した場合、自主防災組織、消防団、町内会などの自治組織、民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティア団体など関係機関の協力のもとに、当該情報を迅速かつ確実に災害時要援護者及び避難支援者に伝達しなければならない。

情報を伝達する際には、災害時要援護者の身体的特性等に留意し、適切な伝達手法・媒体を活用するものとする。

2 安否の確認

地震等突発的な災害が発生した場合は、避難支援者、自主防災組織、消防団、町内会などの自治組織が協力して、災害時要援護者の安否を確認するものとする。

3 避難地等への移動

災害時要援護者及び避難支援者は、避難情報を入手した場合は、速やかに指定された避難地等へ移動するものとする。

避難支援者は災害時要援護者の移動が迅速かつ安全に行われるよう、移動手段や移動経路について十分に配慮しなければならない。

自主防災組織、消防団、町内会などの自治組織は災害時要援護者及び避難支援者の移動に協力するものとする。

第2節 避難所

1 避難所の開設

市町村は、避難情報を発令後、直ちに避難所を開設しなければならない。

2 避難所における情報の伝達等

市町村は、避難所において、災害時要援護者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いるよう努めるものとする。

視覚障害者

点字、音声、ラジオによる伝達、盲ろう通訳者の配置

聴覚障害者

文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、盲ろう通訳者及び手話通訳者の配置、要約筆記者の配置、文字放送テレビ

外国人

ラジオ、インターネット、通訳者の配置、図やイラストを用いた表示（日本語と外国語によるもの）

3 避難所での生活

（1）災害時要援護者に配慮した避難所の運営

災害発生直後は避難所の運営が相当混乱することが予想されるが、数日が経過すると避難所における基本的なルールが確立し、運営は一定程度の落ち着きを取り戻すことが想定される。これらを踏まえ、市町村は避難所を運営する上で、次に掲げる事項に配慮するものとする。

食料や救援物資の配布に際しては、災害時要援護者に対しても平等に配分がなされるように十分配慮する。

災害時要援護者に対する情報提供については、十分に配慮する。特に聴覚障害者のように一見、障害者とは見えない者への情報伝達については留意するものとする。

避難所における高齢者や障害者などの保健医療福祉サービスに対するニーズを適切に把握し、サービス提供体制を確保する。その際には、福祉関係団体、ボランティアなどの協力を得ながら対応するものとする。

避難している住民の自主的な活動による支援・協力体制づくりを促進する。

（2）災害時要援護者に応じた避難所の環境整備

災害時要援護者は日常的に介護、支援等が必要な場合が多く、避難所においても介護等が必要となるケースが少なからず発生することが想定される。とりわけ避難所生活が長期化する場合には、災害時要援護者に対して日常的な介護・支援等ができるように、また災害時要援護者自身が生活しやすいように、市町村は、次に掲げる事項に配慮した避難所の環境整備に努める必要がある。

段差解消のために応急的にベニヤ板などを利用し施設のバリアフリー化を図る。

また、障害者用仮設トイレ及び成人向けのおむつ交換場所を設置するとともに、災害時要援護者の避難スペースをトイレに近い場所に設けるよう努める。

車椅子が通行可能な通路を確保する。

ベビーベッド、ミルク用のお湯及び沐浴の手だてを確保する。

気温の変化に配慮し、暑さ対策、寒さ対策を講じる。

プライバシー保護対策として、災害時要援護者ゾーンの設置、他の避難者との間にパーティションや衝立等による間仕切りの設置などを行う。

避難所での災害時要援護者の生活を支えるため、介護ボランティアや通訳ボランティアなどの配置に努める。

身体障害者補助犬を必要とする場合を想定し、専用スペースの確保に努める。

(3) 災害時要援護者に応じた食料・生活物資の供給

災害時要援護者については、日常使われる食料や生活物資が障害等の状況に応じて異なるため、食料の供給や救援物資等の配布等に当たっては、災害時要援護者の個々の特性を考慮する必要がある。

例えば、乳幼児に対しては粉ミルクや離乳食の提供、高齢者等にはやわらかい食事、内部障害者には病態に応じた食事などが必要であり、市町村は、災害時要援護者の態様に応じた食事を提供するよう努めるものとする。

(4) 衛生管理

市町村は、食品・飲料水の衛生管理、手洗い・うがいの励行、マスクの着用等により、避難所における食中毒及び感染症の予防に努めるものとする。また、避難生活の長期化による心身のストレス等により、感染症が蔓延する可能性が高くなることに留意し、特に災害時要援護者への感染防止等に配慮するものとする。

(5) 災害時要援護者に対する医療サービス等の実施

県及び市町村は、医師による巡回診療及び保健師、栄養士等の巡回による健康相談を災害時要援護者に対し重点的に実施し、疾病の予防に努めるものとする。

傷病者については、避難所生活の長期化による症状の悪化が懸念され、このような事態を未然に防止するため、市町村は、避難所の規模に応じて医療救護所の設置や看護師等の配置などに努めるものとする。

内部障害者については、日常的に医療を受ける必要があるため、県及び市町村は医療機関と連携し、医療施設及び医療用品の確保に努めるものとする。

(6) 介護等を必要とする災害時要援護者に対する保健福祉サービスの実施

多くの災害時要援護者は、災害発生前から日常的な介護等のサービスを家族や保健福祉サービス実施機関から受けている。避難所における介護は、家族等の支援者によって肉体的・精神的な負担が大きいことから、市町村は、市町村社会福祉協議会など

と連携し、入浴、移送、ホームヘルプ、デイサービス、訪問看護、保育等の各保健福祉サービスを積極的に展開することが必要である。

(7) メンタルケアの実施

長期にわたる避難所での生活はストレスが大きく、特に、災害時要援護者は災害に伴う生活の不安、避難所における不便な生活などによりさらに大きなストレスを受けることが想定される。このため、市町村は、精神科医等の配置等によりメンタルケアを実施するように努めるものとする。

(8) 医療機関への搬送及び社会福祉施設等への緊急入所

市町村は、被災した災害時要援護者の健康状態が悪化したり、重篤な状態になった場合は、ただちに医療機関に搬送できるよう、体制を整備するものとする。

避難所や自宅で生活することが困難な災害時要援護者については、福祉避難所への移送、または、特別養護老人ホーム、障害者入所施設等への緊急ショートステイ、緊急入所の措置を講じる。

また、保護者が児童等を養育することが困難又は不可能な場合は、乳児院、児童養護施設などへの緊急一時保護、緊急入所の措置を講じる。

第3節 相談窓口の設置

福祉サービスや健康に関することなど災害時要援護者特有の相談に対応できる体制を整えるため、市町村は、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員及び関係団体等の協力を得て災害時要援護者に対応できる相談窓口を開設する。

また、相談窓口には、手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳者等の配置に努め、専用電話・専用ファクシミリの設置などにより相談体制の整備に努めるものとする。

また、この窓口は役場内部のみならず、各避難所への設置に努めるものとする。

第4節 ボランティアとの連携・協力

避難所における災害時要援護者の生活支援等においては、ボランティア活動が大きな役割を担うことが期待されている。

特に、行政の機能が十分に発揮されない発災直後においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな活動は、極めて重要となる。

1 ボランティアニーズの的確な把握

災害時の災害時要援護者に対するボランティア活動が円滑に行われるためには、ボランティアに対するニーズを的確に把握する必要がある。

ボランティアに対するニーズは時間の経過とともに変化することに留意し、市町村、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体などが連携し、ボランティアに対するニーズの把握に取り組むものとする。

2 ボランティアの受入窓口の開設

市町村は、積極的にボランティアを受け入れ、ボランティアと連携・協力して災害時要援護者の救護及び避難所における支援に取り組むものとする。

このため、市町村は市町村社会福祉協議会等と連携しボランティアの受入窓口を開設するとともにボランティア活動をコーディネートする組織を整備し、ボランティアの適切な需給調整に努めるものとする。

第5節 応急仮設住宅の入所等

1 災害時要援護者に配慮した応急仮設住宅の整備

応急仮設住宅を建設する場合は、災害時要援護者が入居することを想定し、浴室やトイレへの手すりの設置、スロープの設置による入り口の段差解消など可能な限りバリアフリー化に配慮する必要がある。

2 災害時要援護者に配慮した応急仮設住宅の入居募集及び入居決定

市町村は、応急仮設住宅の入居者募集に当たり、障害者などに配慮した多様な広報手段行う必要がある。

また、応急仮設住宅の入居決定にあたっては避難所での生活に困難が伴う災害時要援護者を優先することが必要であるが、阪神・淡路大震災の際、高齢者が集中する仮設住宅区が発生したケースなどを考慮すると、支援者と組み合わせた入居決定など、弾力的に対応する必要がある。

第2章 災害発生時における施設の災害時要援護者支援計画

第1節 施設被災時の安全確認・救助・避難

1 防災組織の編成

施設が被災した場合、施設の管理者は直ちに防災組織を編成して、入（通）所者の安否及び施設の被災状況を把握するとともに、入（通）所者の不安解消に努める。

2 応急救助活動の実施

職員、入（通）所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

3 避難誘導

施設の管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難地等）を選択し、避難誘導を行う。

夜間又は休日等で、在施設職員が少数のときは、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

第2節 被害状況の報告・連絡

施設の管理者は、入（通）所者及び施設の被災状況を市町村及び県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

第3節 施設の継続使用が不能となった場合の措置

入所型施設の管理者は施設の継続使用が不能となった場合、市町村を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、県及び市町村は、被災施設の施設管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

災害復興期の支援

第1章 各種保健福祉サービス等の提供

災害の発生により、災害時要援護者は一般の被災者と比較して、より大きな心身に対する影響を受けているケースが多いことが想定される。

そこで、災害時要援護者が一日も早く災害発生前の状態に戻れるように、仮設住宅などにおいても災害発生前に受けていた保健福祉サービスの提供が受けられるよう配慮するものとする。

第2章 復興期におけるメンタルケアの実施

被災者は、災害発生時の恐怖や避難所での厳しい生活等から心理的外傷（PTSD）を負う可能性がある。特に、災害時要援護者の場合は、その影響が一般の被災者と比較して大きくなることが想定され、災害復興期においても災害時要援護者の状態に応じたメンタルケアを継続的に行う必要がある。

第3章 災害時要援護者に対する生活再建支援

県及び市町村は、災害時要援護者に対する生活再建支援策が、適切に実施されるよう努めるものとする。また、支援策を実施する際には、きめこまかな配慮を行うよう努めるものとする。

災害時要援護者のうち、自らの力では災害発生前の生活状態まで回復させることが困難であるものに対しては、ハローワークや社会福祉協議会などの関係機関と連携し、就労や生活再建に向けて必要な支援を行う必要がある。

災害時要援護者が居住する住宅の再建等については、一般の被災者に比べて手厚い支援対策が求められる。

見舞金等の支給、生活資金の貸付等が災害時要援護者に対しても円滑に行われるよう、制度の周知、情報提供、事務手続きの支援等を適切に行う必要がある。

災害時要援護者に対して生活再建等に関する情報を提供する場合は、災害時要援護者の特性に配慮した情報提供を行う必要がある。

(資 料)

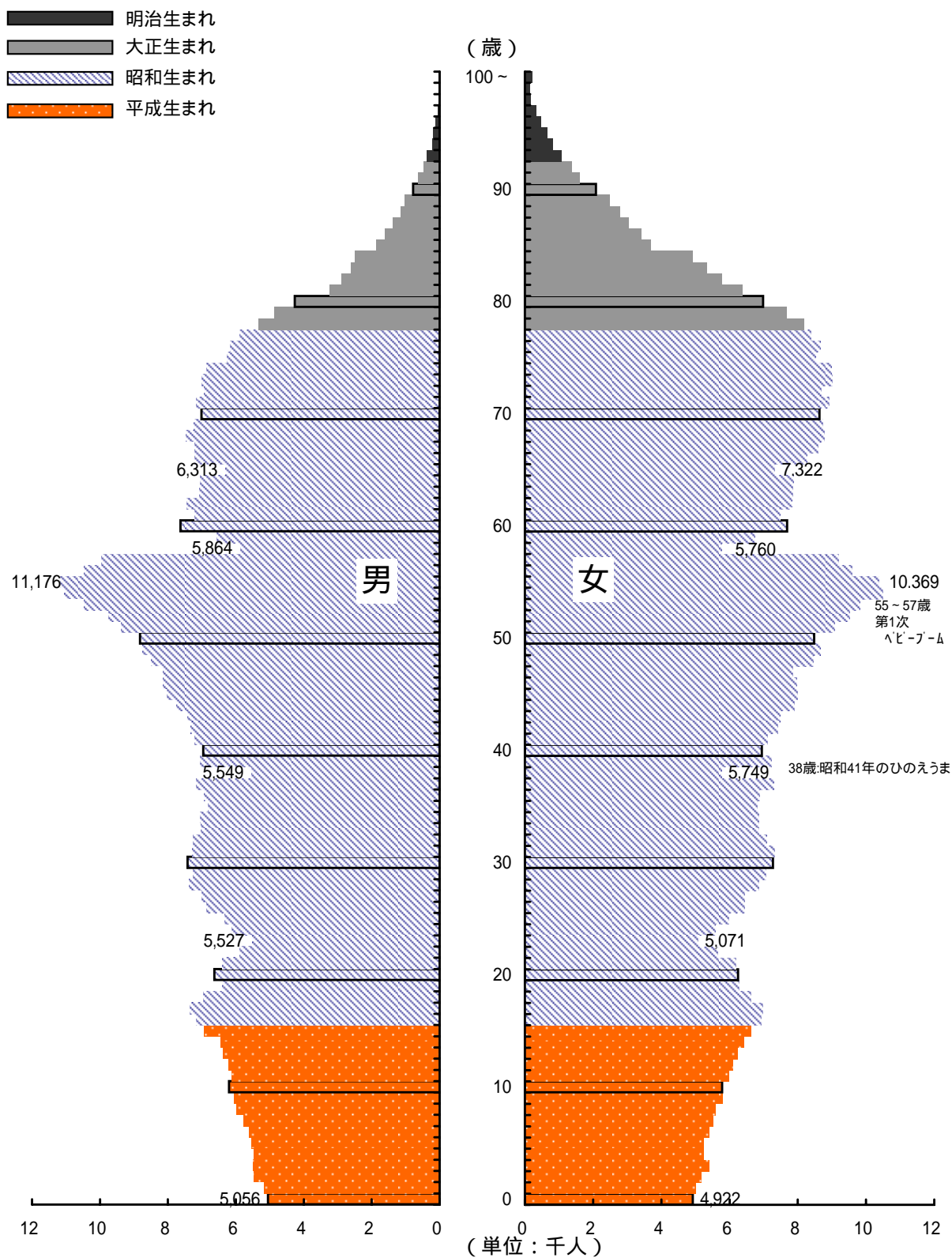
1 平成16年～17年の主な災害における死者数

(単位：人、%)

年	災害の名称	死者数	うち 高齢者数	比 率 (%)
H 1 6	台風6号	2	0	0.0
H 1 6	新潟・福島豪雨	16	13	81.3
H 1 6	福井豪雨	4	4	100.0
H 1 6	台風10号、11号関連	3	3	100.0
H 1 6	台風15号	10	9	90.0
H 1 6	台風16号	14	7	50.0
H 1 6	台風18号	41	15	36.6
H 1 6	台風21号	26	9	34.6
H 1 6	台風22号	7	2	28.6
H 1 6	台風23号	95	55	57.9
H 1 6	11月11日～12日大雨	1	1	100.0
H 1 6	新潟県中越地震	49	27	55.1
	H 1 6 小計	268	145	54.1
H 1 7	台風14号	26	18	69.2

資料：県総合防災課（消防庁発表資料より抜粋）

2 山形県の人口ピラミッド



資料：県総務部「山形県の人口と世帯数」（平成16年10月1日現在）

3 各市町村の高齢化率

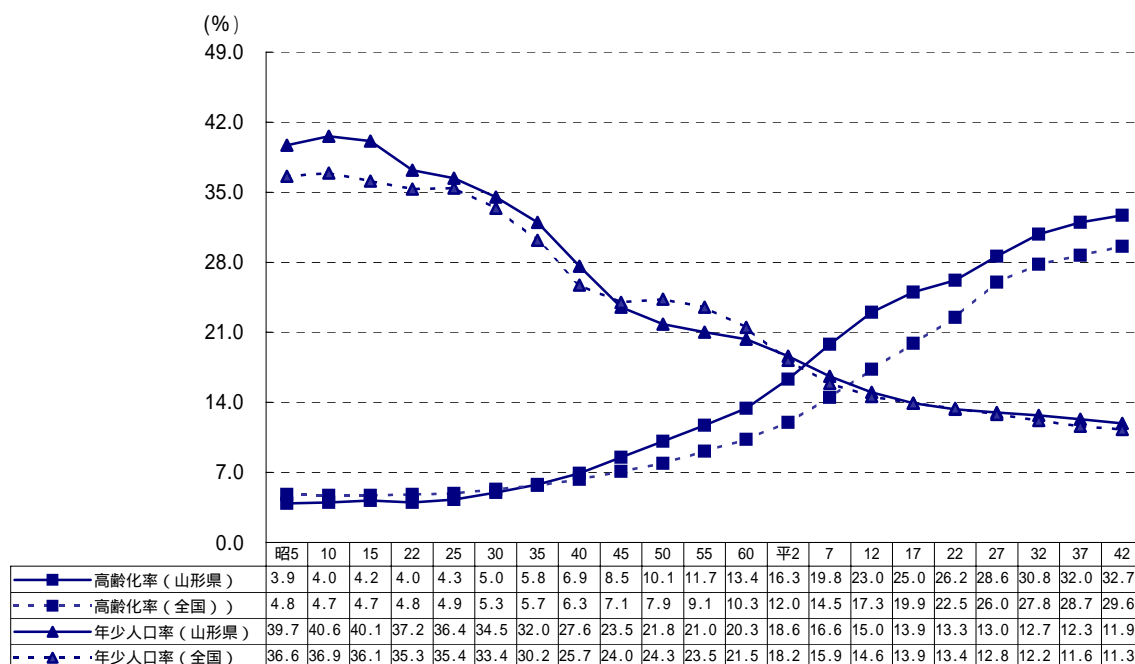
(単位：人、%)

市町村名	総人口	65歳以上の人口	65歳以上人口割合
山形市	250,046	54,605	21.8
寒河江市	43,736	10,720	24.5
上山市	36,293	10,086	27.8
村山市	28,898	8,513	29.5
天童市	63,238	13,493	21.3
東根市	45,988	10,392	22.6
尾花沢市	21,271	6,390	30.0
山辺町	15,594	3,980	25.5
中山町	12,854	3,223	25.1
河北町	21,268	5,794	27.2
西川町	7,144	2,420	33.9
朝日町	8,901	2,908	32.7
大江町	10,056	3,086	30.7
大石田町	9,218	2,614	28.4
新庄市	41,029	9,729	23.7
金山町	7,099	1,965	27.7
最上町	11,143	3,222	28.9
舟形町	6,785	2,033	30.0
真室川町	10,227	3,063	30.0
大蔵村	4,317	1,278	29.6
鮭川村	5,661	1,645	29.1
戸沢村	6,149	1,815	29.5
米沢市	91,516	21,565	23.6
長井市	31,112	8,388	27.0
南陽市	35,569	9,168	25.8
高畠町	26,652	6,710	25.2
川西町	19,123	5,489	28.7
小国町	9,893	3,024	30.6
白鷹町	16,801	4,891	29.1
飯豊町	8,928	2,730	30.6
鶴岡市	98,412	24,352	24.7
酒田市	98,863	24,535	24.8
立川町	6,723	2,063	30.7
余目町	18,227	4,803	26.4
藤島町	11,996	3,337	27.8
羽黒町	9,597	2,663	27.7
櫛引町	8,441	2,306	27.3
三川町	7,823	2,209	28.2
朝日村	5,561	1,710	30.7
温海町	10,234	3,292	32.2
遊佐町	17,450	5,095	29.2
八幡町	7,237	2,148	29.7
松山町	5,403	1,649	30.5
平田町	7,174	2,022	28.2
合計	1,219,650	307,123	25.2

資料：県長寿社会課

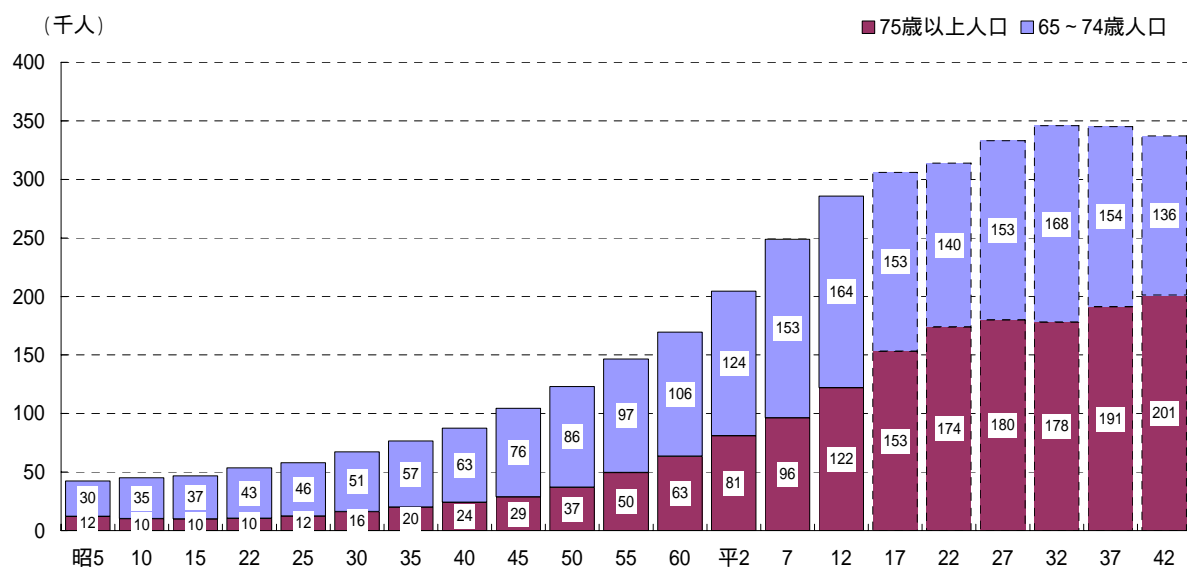
(平成17年4月1日現在)

4 高齢化率(65歳以上人口比率)及び年少人口率(14歳以下人口比率)の推移と将来推計



資料：平成12年までは総務省（総務庁）「国勢調査」、平成17年以降は、全国が国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」の中心推計（平成14年1月推計）、山形県は同「都道府県の将来推計人口」（平成14年3月推計）

5 前期高齢者（65歳～74歳）及び後期高齢者（75歳以上）人口の推移（山形県）



資料：平成12年までは総務省（総務庁）「国勢調査」、平成17年以降は、全国が国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」の中心推計（平成14年1月推計）、山形県は同「都道府県の将来推計人口」（平成14年3月推計）

6 市町村別将来推計人口（山形県）

（単位：人、％）

区 分	総人口			総人口指数		老年人口			老年人口割合		
	平成12年	27年	42年	27年	42年	12年	27年	42年	12年	27年	42年
山形県	1,244,147	1,165,197	1,031,696	93.7	82.9	285,650	333,503	337,605	23.0	28.6	32.7
山形市	255,369	252,738	235,470	99.0	92.2	49,926	67,164	72,302	19.6	26.6	30.7
米沢市	95,396	91,206	82,054	95.6	86.0	20,022	23,707	24,163	21.0	26.0	29.4
鶴岡市	100,628	94,396	81,068	93.8	80.6	22,423	26,884	26,634	22.3	28.5	32.9
酒田市	101,311	98,149	89,180	96.9	88.0	22,393	27,399	27,084	22.1	27.9	30.4
新庄市	42,151	38,669	33,645	91.7	79.8	9,079	10,540	10,440	21.5	27.3	31.0
寒河江市	43,379	42,457	38,555	97.9	88.9	9,747	11,748	12,534	22.5	27.7	32.5
上山市	36,886	32,860	27,962	89.1	75.8	9,392	10,763	10,227	25.5	32.8	36.6
村山市	29,586	25,754	21,232	87.0	71.8	8,205	8,509	8,056	27.7	33.0	37.9
長井市	31,987	28,380	23,957	88.7	74.9	7,803	8,367	7,974	24.4	29.5	33.3
天童市	63,231	67,925	66,957	107.4	105.9	11,995	16,687	18,571	19.0	24.6	27.7
東根市	44,800	46,423	43,940	103.6	98.1	9,339	11,728	12,628	20.8	25.3	28.7
尾花沢市	22,010	18,514	14,860	84.1	67.5	6,133	6,293	6,034	27.9	34.0	40.6
南陽市	36,191	32,982	28,546	91.1	78.9	8,810	9,850	9,736	24.3	29.9	34.1
山辺町	15,512	14,705	12,919	94.8	83.3	3,820	4,798	5,045	24.6	32.6	39.1
中山町	12,573	12,569	11,876	100.0	94.5	2,948	3,511	3,917	23.4	27.9	33.0
河北町	21,476	20,362	18,682	94.8	87.0	5,460	6,320	6,423	25.4	31.0	34.4
西川町	7,452	5,749	4,384	77.1	58.8	2,387	2,203	1,893	32.0	38.3	43.2
朝日町	9,337	7,823	6,355	83.8	68.1	2,880	2,786	2,505	30.8	35.6	39.4
大江町	10,477	9,631	8,302	91.9	79.2	3,033	3,227	3,140	28.9	33.5	37.8
大石田町	9,400	7,673	6,126	81.6	65.2	2,496	2,418	2,395	26.6	31.5	39.1
金山町	7,381	6,204	4,944	84.1	67.0	1,854	1,903	1,931	25.1	30.7	39.1
最上町	11,483	9,164	7,025	79.8	61.2	3,060	2,985	2,974	26.6	32.6	42.3
舟形町	6,996	5,431	4,123	77.6	58.9	1,933	1,883	1,831	27.6	34.7	44.4
真室川町	10,592	8,178	6,181	77.2	58.4	2,847	2,736	2,529	26.9	33.5	40.9
大蔵村	4,528	3,596	2,784	79.4	61.5	1,224	1,215	1,174	27.0	33.8	42.2
鮭川村	5,829	4,786	3,658	82.1	62.8	1,551	1,596	1,494	26.6	33.3	40.8
戸沢村	6,450	5,091	3,918	78.9	60.7	1,741	1,722	1,664	27.0	33.8	42.5
高畠町	26,807	25,193	22,333	94.0	83.3	6,235	6,851	7,116	23.3	27.2	31.9
川西町	19,688	16,586	13,775	84.2	70.0	5,252	5,165	5,098	26.7	31.1	37.0
小国町	10,262	8,793	7,147	85.7	69.6	2,834	2,945	2,666	27.6	33.5	37.3
白鷹町	17,149	15,040	12,692	87.7	74.0	4,736	4,732	4,607	27.6	31.5	36.3
飯豊町	9,204	7,754	6,366	84.2	69.2	2,623	2,367	2,251	28.5	30.5	35.4
立川町	7,014	5,526	4,157	78.8	59.3	1,984	2,004	1,708	28.3	36.3	41.1
余目町	18,475	16,807	14,135	91.0	76.5	4,405	5,019	4,981	23.8	29.9	35.2
藤島町	12,294	11,275	9,601	91.7	78.1	3,130	3,363	3,322	25.5	29.8	34.6
羽黒町	9,616	8,210	6,671	85.4	69.4	2,534	2,537	2,486	26.4	30.9	37.3
櫛引町	8,536	7,578	6,361	88.8	74.5	2,116	2,250	2,305	24.8	29.7	36.2
三川町	7,879	6,904	5,890	87.6	74.8	2,044	2,116	2,018	25.9	30.6	34.3
朝日村	5,864	4,649	3,649	79.3	62.2	1,682	1,573	1,457	28.7	33.8	39.9
温海町	10,608	8,216	6,122	77.5	57.7	3,150	3,030	2,567	29.7	36.9	41.9
遊佐町	18,037	14,779	11,432	81.9	63.4	4,821	5,031	4,633	26.7	34.0	40.5
八幡町	7,395	5,911	4,561	79.9	61.7	2,035	1,993	1,791	27.5	33.7	39.3
松山町	5,676	4,632	3,515	81.6	61.9	1,604	1,652	1,448	28.3	35.7	41.2
平田町	7,232	5,929	4,586	82.0	63.4	1,959	1,933	1,851	27.1	32.6	40.4
全国(千人)	126,926	126,266	117,580	99.5	92.6	22,041	32,772	34,770	17.4	26.0	29.6

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市町村別将来推計人口」（平成15年12月推計）

注1）総人口指数は、平成12年＝100とした場合

注2）市町村別の推計値の合計が、「都道府県別将来推計人口（平成14年3月推計）」の値と一致するよう一律補正を行っているが、小数点以下を四捨五入している関係市町村別の合計と県計が一致しない場合がある。

7 一般世帯の世帯類型別構成（山形県）

（単位：人、％）

	核家族世帯	三世帯世帯	単独世帯	1世帯当たり人員
平成7年	45.0	28.6	17.6	3.5
平成12年	45.8	28.1	20.0	3.3

資料：総務省（総務庁）「国勢調査」

8 高齢者の属する世帯の推移

（単位：世帯、％）

	総世帯数	高齢者のいる世帯	親族と同居世帯				一人暮らし
			核家族		三世帯同居世帯	左記以外の世帯	
			夫婦のみ	親と子			
昭和50年	297,243	(32.5) 96,601	(5.7) 5,465	(6.0) 5,788	(68.8) 66,423	(16.3) 15,791	(3.2) 3,080
昭和55年	314,599	(34.9) 112,389	(7.3) 8,236	(7.0) 7,887	(66.5) 74,899	(14.9) 16,771	(4.3) 4,811
昭和60年	330,211	(38.3) 126,606	(9.0) 11,397	(8.3) 10,462	(62.1) 78,614	(15.1) 19,136	(5.5) 6,939
平成2年	340,521	(42.8) 145,716	(11.3) 16,465	(10.1) 14,676	(56.0) 81,620	(15.3) 22,290	(7.3) 10,617
平成7年	359,297	(47.0) 168,904	(13.8) 23,238	(12.3) 20,789	(49.8) 84,181	(15.3) 25,831	(8.8) 14,792
平成12年	376,219	(49.8) 187,169	(16.0) 30,018	(14.3) 26,738	(49.1) 91,815	(10.0) 18,669	(10.6) 19,833
平成12年 （全国）（千）	46,782	(32.2) 15,045	(26.4) 3,977	(18.8) 2,821	(26.8) 4,039	(7.7) 1,157	(20.2) 3,032

資料：総務省（総務庁）「国勢調査」

注）高齢者のいる世帯数の欄の（ ）は総世帯に占める割合、内訳の欄の（ ）は高齢者のいる世帯数に占める割合。

昭和50年、55年は普通世帯、60年以降は一般世帯を計上。

三世帯同居世帯は、平成12年については集計事項であるが、7年までは、「夫婦、子供と両親からなる世帯」、

「夫婦、子供とひとり親からなる世帯」、「夫婦、子供、親と他の親族からなる世帯」を合計したもの。

9 県内ねたきり高齢者・ひとり暮らし高齢者等の状況

(単位：人、世帯、%)

市町村名	総人口	60歳以上の人口	65歳以上の人口	75歳以上の人口	対総人口割合			65歳以上人口中		対65歳人口割合		75歳以上人口中		対75歳人口割合		高齢夫婦世帯		
					60歳以上 (%)	65歳以上 (%)	75歳以上 (%)	ねたきり高齢者数	一人暮らし高齢者数	ねたきり高齢者 (%)	ひとり暮らし高齢者 (%)	ねたきり高齢者数	一人暮らし高齢者数	ねたきり高齢者 (%)	ひとり暮らし高齢者 (%)			
村	山形市	250,046	70,348	54,605	26,609	28.1	21.8	10.6	1,002	4,528	1.8	8.3	886	2,843	3.3	10.7	6,702	
	寒河江市	43,736	13,275	10,720	5,315	30.4	24.5	12.2	246	526	2.3	4.9	206	285	3.9	5.4	723	
	上山市	36,293	12,513	10,086	5,120	34.5	27.8	14.1	177	920	1.8	9.1	150	528	2.9	10.3	1,092	
	村山市	28,898	10,226	8,513	4,302	35.4	29.5	14.9	162	419	1.9	4.9	128	252	3.0	5.9	753	
	天童市	63,238	17,330	13,493	6,401	27.4	21.3	10.1	466	875	3.5	6.5	398	432	6.2	6.7	1,324	
	東根市	45,988	12,979	10,392	4,824	28.2	22.6	10.5	479	656	4.6	6.3	399	342	8.3	7.1	1,082	
	尾花沢市	21,271	7,535	6,390	3,179	35.4	30.0	14.9	87	307	1.4	4.8	74	173	2.3	5.4	450	
	山辺町	15,594	4,924	3,980	2,048	31.6	25.5	13.1	121	273	3.0	6.9	98	169	4.8	8.3	411	
	中山町	12,854	3,973	3,223	1,671	30.9	25.1	13.0	49	141	1.5	4.4	39	85	2.3	5.1	202	
	河北町	21,268	7,043	5,794	2,976	33.1	27.2	14.0	121	295	2.1	5.1	110	183	3.7	6.1	464	
	西川町	7,144	2,820	2,420	1,285	39.5	33.9	18.0	38	140	1.6	5.8	32	91	2.5	7.1	289	
	朝日町	8,901	3,463	2,908	1,593	38.9	32.7	17.9	69	187	2.4	6.4	55	115	3.5	7.2	274	
	大江町	10,056	3,607	3,086	1,663	35.9	30.7	16.5	67	190	2.2	6.2	57	119	3.4	7.2	281	
	大石田町	9,218	3,119	2,614	1,406	33.8	28.4	15.3	60	117	2.3	4.5	50	72	3.6	5.1	155	
	最上	新庄市	41,029	12,243	9,729	4,567	29.8	23.7	11.1	117	678	1.2	7.0	97	408	2.1	8.9	763
金山町		7,099	2,348	1,965	1,069	33.1	27.7	15.1	31	114	1.6	5.8	28	78	2.6	7.3	111	
最上町		11,143	3,845	3,222	1,637	34.5	28.9	14.7	63	176	2.0	5.5	51	95	3.1	5.8	196	
舟形町		6,785	2,425	2,033	1,073	35.7	30.0	15.8	39	106	1.9	5.2	36	59	3.4	5.5	160	
真室川町		10,227	3,691	3,063	1,512	36.1	30.0	14.8	61	215	2.0	7.0	56	120	3.7	7.9	254	
大蔵村		4,317	1,520	1,278	685	35.2	29.6	15.9	23	46	1.8	3.6	18	24	2.6	3.5	73	
鮭川村		5,661	1,951	1,645	862	34.5	29.1	15.2	36	65	2.2	4.0	29	39	3.4	4.5	70	
戸沢村		6,149	2,146	1,815	945	34.9	29.5	15.4	40	76	2.2	4.2	33	41	3.5	4.3	110	
置賜		米沢市	91,516	27,164	21,565	10,716	29.7	23.6	11.7	385	1,801	1.8	8.4	403	820	3.8	7.7	2,126
		長井市	31,112	10,368	8,388	4,211	33.3	27.0	13.5	251	724	3.0	8.6	210	419	5.0	10.0	855
	南陽市	35,569	11,393	9,168	4,613	32.0	25.8	13.0	190	734	2.1	8.0	157	388	3.4	8.4	760	
	高畠町	26,652	8,200	6,710	3,570	30.8	25.2	13.4	273	380	4.1	5.7	219	208	6.1	5.8	448	
	川西町	19,123	6,549	5,489	2,827	34.2	28.7	14.8	147	321	2.7	5.8	120	190	4.2	6.7	378	
	小国町	9,893	3,689	3,024	1,526	37.3	30.6	15.4	70	306	2.3	10.1	58	181	3.8	11.9	410	
	白鷹町	16,801	5,865	4,891	2,624	34.9	29.1	15.6	139	299	2.8	6.1	119	186	4.5	7.1	432	
	飯豊町	8,928	3,195	2,730	1,478	35.8	30.6	16.6	80	160	2.9	5.9	69	92	4.7	6.2	180	
庄内	鶴岡市	98,412	30,765	24,352	11,640	31.3	24.7	11.8	906	2,394	3.7	9.8	755	1476	6.5	12.7	2,539	
	酒田市	98,863	31,027	24,535	11,659	31.4	24.8	11.8	216	2,369	0.9	9.7	103	1165	0.9	10.0	2,230	
	立川町	6,723	2,518	2,063	1,014	37.5	30.7	15.1	26	116	1.3	5.6	17	68	1.7	6.7	170	
	余目町	18,227	5,908	4,803	2,282	32.4	26.4	12.5	133	318	2.8	6.6	98	158	4.3	6.9	322	
	藤島町	11,996	4,018	3,337	1,691	33.5	27.8	14.1	118	156	3.5	4.7	99	92	5.9	5.4	228	
	羽黒町	9,597	3,144	2,663	1,371	32.8	27.7	14.3	53	97	2.0	3.6	44	52	3.2	3.8	137	
	櫛引町	8,441	2,810	2,306	1,116	33.3	27.3	13.2	86	79	3.7	3.4	66	41	5.9	3.7	114	
	三川町	7,823	2,630	2,209	1,142	33.6	28.2	14.6	88	87	4.0	3.9	79	49	6.9	4.3	130	
	朝日村	5,561	2,043	1,710	937	36.7	30.7	16.8	50	92	2.9	5.4	44	46	4.7	4.9	102	
	温海町	10,234	4,007	3,292	1,707	39.2	32.2	16.7	63	302	1.9	9.2	57	168	3.3	9.8	307	
	遊佐町	17,450	6,213	5,095	2,610	35.6	29.2	15.0	131	368	2.6	7.2	128	244	4.9	9.3	361	
	八幡町	7,237	2,588	2,148	1,126	35.8	29.7	15.6	45	128	2.1	6.0	37	72	3.3	6.4	146	
	松山町	5,403	1,989	1,649	852	36.8	30.5	15.8	45	92	2.7	5.6	36	61	4.2	7.2	56	
	平田町	7,174	2,452	2,022	1,070	34.2	28.2	14.9	61	129	3.0	6.4	51	66	4.8	6.2	141	
	計	1,219,650	381,859	307,123	152,524	31.3	25.2	12.5	7,110	22,502	2.3	7.3	5,999	12,795	3.9	8.4	28,511	
村山計	574,505	173,155	138,224	68,392	30.1	24.1	11.9	3,144	9,574	2.3	6.9	2,682	5,689	3.9	8.3	14,202		
最上計	92,410	30,169	24,750	12,350	32.6	26.8	13.4	410	1,476	1.7	6.0	348	864	2.8	7.0	1,737		
置賜計	239,594	76,423	61,965	31,565	31.9	25.9	13.2	1,535	4,725	2.5	7.6	1,355	2,484	4.3	7.9	5,589		
庄内計	313,141	102,112	82,184	40,217	32.6	26.2	12.8	2,021	6,727	2.5	8.2	1,614	3,758	4.0	9.3	6,983		

資料：県長寿社会課

(平成17年4月1日現在)

1. 各人口については、住民基本台帳による。
2. ねたきり高齢者数、ひとり暮らし高齢者数及び高齢夫婦世帯数については、施設入所者を除く。
3. 高齢夫婦世帯とは、男65歳、女60歳以上の夫婦のみの世帯である。
4. 75歳以上のねたきり高齢者数及びひとり暮らし高齢者数は、65歳以上のうちの再掲である。

10 平成16年度身体障害者手帳交付台帳登載数

(単位：人)

障害名		年齢層	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	18歳未満	29	5	0	2	8	2	46	
	18～64歳	381	265	86	79	154	93	1,058	
	65歳以上	781	690	240	242	256	331	2,540	
	計	1,191	960	326	323	418	426	3,644	
聴覚障害	18歳未満	3	49	23	23	0	31	129	
	18～64歳	184	415	152	138	3	349	1,241	
	65歳以上	113	581	528	791	31	1,793	3,837	
	計	300	1,045	703	952	34	2,173	5,207	
平衡機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	
	18～64歳	0	0	8	1	12	0	21	
	65歳以上	1	0	9	1	11	0	22	
	計	1	0	17	2	23	0	43	
音声・言語・ そしゃく機能障害	18歳未満	0	0	1	1	0	0	2	
	18～64歳	13	32	118	142	0	0	305	
	65歳以上	24	30	175	103	0	0	332	
	計	37	62	294	246	0	0	639	
肢 体 不 自 由	上肢機能障害	18歳未満	47	16	16	6	0	1	86
		18～64歳	977	1,054	618	507	440	319	3,915
		65歳以上	2,798	2,492	1,061	706	751	505	8,313
		計	3,822	3,562	1,695	1,219	1,191	825	12,314
	下肢機能障害	18歳未満	27	15	6	13	6	6	73
		18～64歳	329	386	541	1,651	1,218	385	4,510
		65歳以上	635	1,025	1,507	3,271	1,590	483	8,511
		計	991	1,426	2,054	4,935	2,814	874	13,094
	体幹機能障害	18歳未満	10	3	1	0	2	0	16
		18～64歳	129	220	144	2	153	0	648
		65歳以上	415	623	452	7	322	0	1,819
		計	554	846	597	9	477	0	2,483
脳 原 性 運 動 機 能	上肢機能障害	18歳未満	92	13	6	2	0	1	114
		18～64歳	180	75	51	24	15	14	359
		65歳以上	24	26	8	12	9	3	82
		計	296	114	65	38	24	18	555
	移動機能障害	18歳未満	82	43	6	6	7	2	146
		18～64歳	73	87	32	16	21	19	248
		65歳以上	6	11	1	3	2	1	24
		計	161	141	39	25	30	22	418
内部障害 (心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう・直腸、小腸、免 疫)	18歳未満	119	3	29	16	0	0	167	
	18～64歳	2,343	27	557	828	0	0	3,755	
	65歳以上	5,323	72	1,608	2,102	0	0	9,105	
	計	7,785	102	2,194	2,946	0	0	13,027	
合 計	18歳未満	409	147	88	69	23	43	779	
	18～64歳	4,609	2,561	2,307	3,388	2,016	1,179	16,060	
	65歳以上	10,120	5,550	5,589	7,238	2,972	3,116	34,585	
	計	15,138	8,258	7,984	10,695	5,011	4,338	51,424	

資料：県障害福祉課

(平成17年3月31日現在)

1 1 身体障害者手帳交付台帳登載数（各年度末現在）

（単位：人、%、‰）

年 度	身 体 障 害 者 数							対人口比 (‰)	
	県 人 口	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	肢 体 不 自 由	内 部 障 害	計		
9	1,250,286	4,088 (9.0%)	5,604 (12.3%)	604 (1.3%)	26,104 (57.2%)	9,244 (20.2%)	45,644 (100%)	36.5	
10	1,248,619	4,042 (8.7%)	5,516 (11.8%)	604 (1.3%)	26,616 (57.1%)	9,849 (21.1%)	46,627 (100%)	37.3	
11	1,245,444	3,970 (8.4%)	5,494 (11.7%)	618 (1.3%)	26,855 (57.0%)	10,143 (21.5%)	47,080 (100%)	37.8	
12	1,240,044	3,862 (8.2%)	5,394 (11.4%)	630 (1.3%)	26,766 (56.8%)	10,496 (22.3%)	47,148 (100%)	38.0	
13	1,240,877	3,813 (8.0%)	5,337 (11.2%)	622 (1.3%)	26,999 (56.6%)	10,934 (22.9%)	47,705 (100%)	38.4	
14	1,235,364	3,715 (7.6%)	5,357 (11.0%)	612 (1.2%)	27,782 (56.5%)	11,666 (23.7%)	49,132 (100%)	39.8	
15	1,224,899	3,656 (7.3%)	5,232 (10.4%)	637 (1.3%)	28,495 (56.6%)	12,297 (24.4%)	50,317 (100%)	41.1	
16	1,217,667	3,644 (7.1%)	5,250 (10.2%)	639 (1.2%)	28,864 (56.1%)	13,027 (25.3%)	51,424 (100%)	42.2	
	内 訳	1 級	1,191	301	37	5,824	7,785	15,138	(27.9%)
		2 級	960	1,045	62	6,089	102	8,258	(16.4%)
		3 級	326	720	294	4,450	2,194	7,984	(16.4%)
		4 級	323	954	246	6,226	2,946	10,695	(20.7%)
		5 級	418	57	0	4,536	0	5,011	(9.8%)
6 級		426	2,173	0	1,739	0	4,338	(8.8%)	

資料：県障害福祉課

1.2 知的障害者の施設入所状況

(単位：人、%)

	年度	障害者数 A	知的障害者援護施設			知的 障害児 施設	身 体 障害者 施設	老 人 介 護 施設	救護施設	国立療養所	合計 B	入所率 B/A(%)	
			更生入所	授産入所	通勤寮								
村山 圏域	12	2,254	545	397	129	19	29	42	52	65	71	804	35.7
	13	2,138	553	400	133	20	18	48	84	52	63	818	38.3
	14	2,172	565	401	145	19	19	50	67	60	66	827	38.1
	15	2,250	573	403	149	21	16	26	51	35	57	758	33.7
	16	2,298	567	400	146	21	35	30	52	36	57	777	33.8
最上 圏域	12	507	130	98	29	3	4	18	24	13	13	202	39.8
	13	509	133	100	29	4	2	17	22	14	13	201	39.5
	14	513	132	103	26	3	3	17	24	13	11	200	39.0
	15	486	126	96	28	2	3	13	21	12	7	182	37.4
	16	485	135	103	30	2	5	14	19	9	7	189	39.0
置賜 圏域	12	1,486	329	205	109	15	8	27	34	4	38	440	29.6
	13	1,413	330	208	109	13	3	29	25	6	36	429	30.4
	14	1,426	339	215	108	16	4	30	26	6	32	437	30.6
	15	1,412	337	214	109	14	2	31	35	11	33	449	31.8
	16	1,409	335	212	106	17	4	29	38	12	35	453	32.2
庄内 圏域	12	1,617	380	291	85	4	20	24	35	24	37	520	32.2
	13	1,526	371	284	83	4	15	29	38	16	40	509	33.4
	14	1,645	396	323	69	4	16	33	43	20	40	548	33.3
	15	1,697	406	334	68	4	17	34	49	9	35	550	32.4
	16	1,612	390	315	71	4	14	30	53	4	36	527	32.7
計	12	5,864	1,384	991	352	41	61	111	145	106	159	1,966	33.5
	13	5,586	1,387	992	354	41	38	123	169	88	152	1,957	35.0
	14	5,756	1,432	1,042	348	42	42	130	160	99	149	2,012	35.0
	15	5,845	1,442	1,047	354	41	38	104	156	67	132	1,939	33.2
	16	5,804	1,427	1,030	353	44	58	103	162	61	135	1,946	33.5

資料：県障害福祉課

上記数値は、各市町村で把握している数の合計である。

各年度末現在における把握状況である。

1.3 知的障害者の在宅者の状況

(単位：人、%)

	年度	障害者数 A	知的障害者援護施設			障害児施設 身体障害施設	就労	作業所	職親委託	入院中	その他	計 B	在宅率 B/A(%)
			更生通所	授産通所									
村山 圏域	12	2,254	244	40	204	42	357	140	8	40	619	1,450	64.3
	13	2,138	268	60	208	10	343	131	5	33	530	1,320	61.7
	14	2,172	275	60	215	10	347	135	5	33	540	1,345	61.9
	15	2,250	269	58	211	7	350	154	5	34	673	1,492	66.3
	16	2,298	285	60	225	44	373	77	3	37	702	1,521	66.2
最上 圏域	12	507	39	0	39	0	56	6	1	26	177	305	60.2
	13	509	38	0	38	1	54	17	1	25	172	308	60.5
	14	513	39	0	39	1	53	16	1	28	175	313	61.0
	15	486	45	7	38	1	53	25	4	25	151	304	62.6
	16	485	41		41	1	54	16	3	25	156	296	61.0
置賜 圏域	12	1,486	88	0	88	3	341	112	8	25	469	1,046	70.4
	13	1,413	83	0	83	3	303	136	7	24	428	984	69.6
	14	1,426	87	0	87	1	306	144	8	24	419	989	69.4
	15	1,412	104		104	1	311	103	8	27	409	963	68.2
	16	1,409	126	19	107	2	313	89	8	24	394	956	67.8
庄内 圏域	12	1,617	125	90	35	18	239	117	7	50	541	1,097	67.8
	13	1,526	127	93	34	23	222	110	7	45	483	1,017	66.6
	14	1,645	130	94	36	17	228	101	6	65	550	1,097	66.7
	15	1,697	132	97	35	13	243	123	2	49	585	1,147	67.6
	16	1,612	137	97	40	5	251	115	4	31	542	1,085	67.3
計	12	5,864	496	130	366	63	993	375	24	141	1,806	3,898	66.5
	13	5,586	516	153	363	37	922	394	20	127	1,613	3,629	65.0
	14	5,756	531	154	377	29	934	396	20	150	1,684	3,744	65.0
	15	5,845	550	162	388	22	957	405	19	135	1,818	3,906	66.8
	16	5,804	589	176	413	52	991	297	18	117	1,794	3,858	66.5

資料：県障害福祉課

上記数値は、各市町村で把握している数（就労者に係るものを除く。）の合計である。

就労者は山形労働局の調査による。

各年度末現在における把握状況である。

1 5 市町村災害時要援護者避難支援プラン（参考様式）

第1章 市町村の基本的な考え方

支援に関する自助・共助・公助の役割分担の内容、支援体制等について、地域の実情に応じ記述する。

第2章 災害時要援護者情報の把握・共有

（1）災害時要援護者情報把握手法

情報把握（収集）手法についての考え方を記述する。同意方式、手あげ方式、共有方式、これらの組み合わせの方式など。方式の詳細については、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」参照。

（例）原則として、同意方式と共有方式の組み合わせにより災害時要援護者の情報を把握するものとする。

（2）災害時要援護者情報の共有について

市町村の福祉担当部局、防災担当部局、消防組織などとの情報共有についての考え方を記述する。個人情報であることから、市町村の個人情報保護制度上の整理をすることが必要である。

（例）災害時要援護者に関する情報は福祉担当部局及び防災担当部局が共有するものとする。ただし、担当部局が個人情報保護審議会の意見を聴いた上で相当の理由があると認めた情報に限る。

第3章 災害時要援護者避難支援プランの対象者

対象者の範囲についての考え方を記述する。対象者の範囲は介護保険の要介護度、障害の程度、家族構成等を考慮するとともに、地域の実情に応じ定めるものとする。

- （例）
- ・介護保険の要介護度3以上の居宅で生活する者
 - ・身体障害者（1～2級）
 - ・知的障害者
 - ・一人暮らし高齢者

第4章 避難支援者

避難支援者についての考え方を記述する。

（例）市町村は、町内会組織、自主防災組織、消防団、福祉関係者等と連携し、個々の災害時要援護者に対応する避難支援者を明確化するものとする。

避難支援者は、本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自主防災組織（町内会）の構成員から 名選出する。

第5章 個別計画の策定・管理

（1）個別計画の策定

個別計画の策定に係る考え方（策定主体、策定方法等）について記述する

（例）市町村は、支援の対象となる災害時要援護者本人（又は保護者）とともに別添の様式により個別計画を策定するものとする。

個別計画は、本人、避難支援者、本人が同意した者に配布する。

(2) 個別計画の更新

個別計画の更新に係る考え方を記述する。

(例) 市町村は、個別計画に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに個別計画を更新するものとする。

(3) 個別計画の管理

個別計画の管理に係る考え方を記述する。

(例) 個別計画の内容は、詳細な個人情報を含むものであることから、本人が同意した者以外の者が閲覧することのないよう厳重に管理する。

第6章 情報伝達体制

情報伝達体制の整備に関する基本的な考え方を記述する。

(1) 情報伝達ルート

災害時要援護者に対する情報伝達ルートについて記述する。

(例) 避難情報については、市町村から各町内会長(自主防災組織代表者)を通じ災害時要援護者及び避難支援者に伝達する。

(2) 情報伝達手段

災害時要援護者に対する情報伝達手段について記述する。この際、災害時要援護者の障害の特性に応じた手段を選択するよう留意する。

(例) 情報の伝達手段は、障害の特性に応じた適切なものを選択し、迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。

- ・視覚障害者 防災行政無線、電話など
- ・聴覚障害者 F A X、携帯電話メール、文字放送など
- ・外国人 外国語(やさしい日本語)による表示・放送など

(3) 情報伝達責任者の明確化

市町村の情報伝達責任者について記述する。

第7章 避難勧告等の発令の判断基準の明確化

避難勧告等の発令の判断基準についての考え方を記述する。避難準備情報の導入、位置付けなど。

(例) 市町村は、避難指示、避難勧告、避難準備情報を発令する判断基準を明確化し、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を策定するものとする。判断基準は、対象とする自然災害ごと、具体的な地域ごとに個別具体的に定めるものとする。

また、市町村は、災害時要援護者の避難行動には比較的長い時間を要することを考慮し、「避難準備情報」を「災害時要援護者避難情報」と位置付け、安全な避難行動が行われるよう配慮するものとする。

第8章 その他

その他必要事項を記述する。

第9章 個別計画

別添のとおり。

市町村避難支援プラン（個別計画）

平成 年 月 日

市町村長 殿

私は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。
 また、私が届け出た下記個人情報を 市町村が（ 自主防災組織・民生委員（氏名 ）・ 社会福祉協議会・ 在宅介護支援センター・ 消防署・ 警察署・避難支援者）と共有することを承諾します。

自治区名		民生委員		連絡先	
災害時要援護者 高齢要介護者・一人暮らし高齢者・障害者・その他()					
住所			TEL		
氏名		印(男・女)	生年月日		
緊急時の家族等の連絡先					
氏名		続柄()	住所		TEL
氏名		続柄()	住所		TEL
家族構成・同居状況等			居住建物の構造		
			普段いる部屋		
			寝室の位置		
特記事項					
緊急通報システム (あり・なし)					
避難支援者					
氏名	印	続柄()	住所		TEL
氏名	印	続柄()	住所		TEL

避難勧告等の伝達者・問合せ先

その他（担当している介護保険事業者名、連絡先等）

避 難 場 所

1 6 市町村における災害時要援護者対策実施状況（H17.6月）

1 災害時要援護者対策実施状況

	市町村数	比率	備考
対策を実施している	6	13.6%	
対策の実施に向けた取組開始	2	4.5%	
検討課題として位置付け	30	68.2%	
検討していない	6	13.6%	
その他	0	0.0%	

2 災害時要援護者に関する情報の共有体制

	市町村数	比率	備考
共有する体制ができています	5	11.4%	
共有に向けた取組開始	1	2.3%	
検討課題として位置付け	32	72.7%	
町内会等に任せている	2	4.5%	
検討していない	3	6.8%	
その他	1	2.3%	

4 避難所運営マニュアル作成状況

	市町村数	比率	備考
作成している	1	2.3%	
作成に向けた取組開始	2	4.5%	
検討課題として位置付け	29	65.9%	
検討していない	12	27.3%	

5 福祉避難所の指定状況

	市町村数	比率	備考
指定している	2	4.5%	
指定に向けた取組開始	2	4.5%	
検討課題として位置付け	18	40.9%	
検討していない	22	50.0%	

6 防災訓練への参加を促進させる取組実施状況

	市町村数	比率	備考
取組を行っている	8	18.2%	
取組を行っていない	36	81.8%	

災害時要援護者対策実施状況（平成17年6月）

市町村名	1				2				4				5				6				
山形市																					
上市市																					
天童市																					
山辺町																					
中山町																					
寒河江市																					
河北町																					
西川町																					
朝日町																					
大江町																					
村山市																					
東根市																					
尾花沢市																					
大石田町																					
新庄市																					
金山町																					
最上町																					
舟形町																					
真室川町																					
大蔵村																					
銚川村																					
戸沢村																					
米沢市																					
南陽市																					
高畠町																					
川西町																					
長井市																					
小国町																					
白鷹町																					
飯豊町																					
鶴岡市																					
立川町																					
余目町																					
藤島町																					
羽黒町																					
榑引町																					
三川町																					
朝日村																					
温海町																					
酒田市																					
遊佐町																					
八幡町																					
松山町																					
平田町																					
計	6	2	30	6	0	5	1	32	2	3	1	1	2	29	12	2	2	18	22	8	36

= 該当

災害時要援護者対策実施状況（平成17年6月）

市町村名	避難所数	身障者用トイレ設置	整備率（％）	スロープ設置	整備率（％）	車いす	整備率（％）
山形市	94	23	24.47	27	28.72	34	36.17
上山市	12	6	50.00	11	91.67	6	50.00
天童市	38	14	36.84	24	63.16	18	47.37
山辺町	19	4	21.05	9	47.37	4	21.05
中山町	5	1	20.00	4	80.00	0	0.00
寒河江市	30	2	6.67	6	20.00	2	6.67
河北町	22	8	36.36	13	59.09	10	45.45
西川町	15	1	6.67	5	33.33	1	6.67
朝日町	71	1	1.41	7	9.86	0	0.00
大江町	15	5	33.33	4	26.67	4	26.67
村山市	31	10	32.26	9	29.03	4	12.90
東根市	65	13	20.00	13	20.00	21	32.31
尾花沢市	108	1	0.93	3	2.78	1	0.93
大石田町	42	0	0.00	1	2.38	0	0.00
新庄市	61	18	29.51	17	27.87	12	19.67
金山町	47	3	6.38	4	8.51	4	8.51
最上町	55	0	0.00	2	3.64	1	1.82
舟形町	36	1	2.78	4	11.11	2	5.56
真室川町	15	2	13.33	8	53.33	0	0.00
大蔵村	7	1	14.29	1	14.29	1	14.29
鮭川村	13	5	38.46	3	23.08	3	23.08
戸沢村	15	12	80.00	11	73.33	12	80.00
米沢市	66	19	28.79	24	36.36	44	66.67
南陽市	36	4	11.11	4	11.11	3	8.33
高畠町	22	1	4.55	3	13.64	3	13.64
川西町	9	0	0.00	1	11.11	0	0.00
長井市	6	6	100.00	2	33.33	3	50.00
小国町	10	1	10.00	1	10.00	1	10.00
白鷹町	13	7	53.85	8	61.54	3	23.08
飯豊町	4	4	100.00	4	100.00	0	0.00
鶴岡市	60	27	45.00	23	38.33	13	21.67
立川町	16	4	25.00	6	37.50	2	12.50
余目町	13	5	38.46	6	46.15	6	46.15
藤島町	14	8	57.14	14	100.00	7	50.00
羽黒町	22	7	31.82	11	50.00	7	31.82
榊引町	9	2	22.22	6	66.67	4	44.44
三川町	41	5	12.20	5	12.20	2	4.88
朝日村	52	6	11.54	7	13.46	1	1.92
温海町	45	0	0.00	4	8.89	0	0.00
酒田市	52	9	17.31	15	28.85	15	28.85
遊佐町	29	9	31.03	10	34.48	1	3.45
八幡町	27	1	3.70	2	7.41	2	7.41
松山町	15	1	6.67	1	6.67	0	0.00
平田町	20	6	30.00	6	30.00	4	20.00
計	1397	263	18.83	349	24.98	261	18.68